

各務原市通学路安全推進会議設置要綱

(平成26年11月10日決裁)

(設置)

第1条 児童及び生徒(以下「児童等」という。)の通学路における安全確保について、総合的かつ一体的な対策を講じるため、各務原市通学路安全推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「通学路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に定める道路その他の道路のうち、児童等が通学のため通常利用する経路で、学校長が指定した道路及び区間をいう。

(所掌事項)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 通学路の安全確保に向けた基本の方針の策定に関すること。
- (2) 通学路の安全対策に関すること。
- (3) 通学路に関する要望等の処理に関すること。
- (4) その他通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織し、責任者及び副責任者を置く。

- 2 責任者は各務原市教育委員会事務局教育総務課長をもって充て、副責任者は責任者が指名する。
- 3 責任者は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副責任者は責任者を補佐し、責任者に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、責任者が招集する。

- 2 責任者は、推進会議の会議で協議した事項について、必要に応じて、その結果を教育長に報告するとともに、関係者に通知する。

(意見の聴取)

第6条 責任者が必要と認めたときは、国若しくは岐阜県の職員又は学校、自治会、PTA等の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、各務原市教育委員会事務局において各務原市都市建設部の協力を得て処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、責任者が定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 各務原市通学路安全対策チーム設置要綱（平成25年8月9日決裁）は、廃止する。

附 則（平成28年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年9月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年4月21日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

各務原警察署交通課交通総務係長
各務原市市長公室まちづくり推進課まちづくり推進係長
各務原市都市建設部建設管理課管理係長
各務原市都市建設部道路課維持係長
各務原市教育委員会事務局教育総務課長
各務原市教育委員会事務局学校教育課指導係指導主事
各務原市教育委員会事務局青少年教育課青少年教育係長